

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		遺族連合会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0320	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市遺族連合会		代表者名	会長 小嶋 毅	
関係規定	法令	-		条例	-	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和34年度以前	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		戦没者慰霊事業など遺族会の果たす役割を担う団体は同団体の他にないため				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		先の戦争の戦没者遺族が自らの体験をもとに平和の尊さを再認識し、各地区慰霊祭等諸般の事業を実施することで、遺族間相互の共和と福祉の増進を図るため。				
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
		450,000 円	300,000 円	350,000 円	450,000 円	
		(450,000 円)	(300,000 円)	(350,000 円)	(450,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各地区での慰霊祭の開催</li> <li>国及び県が行う戦没者慰霊事業への参加</li> </ul>				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,335,441 円		
		うち補助事業全体の経費		1,335,441 円		
		うち補助対象経費		689,857 円		
		補助対象経費の内訳		会議費		43,792 円
				負担金(県連合会会費)		253,150 円
				事業費(神社参拝、追悼式、研修会、大会参加費)		157,280 円
				管理費(地区忠魂塔管理費)		122,200 円
				交際費(各地区慰霊祭)		80,000 円
雑費(事務用品)				33,435 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額 450,000円		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、事業を縮小したため。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		各種行事の実施により、市民への平和意識の醸成が図られた。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		169,387 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		169,387 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山保護区保護司会 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0320		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山保護区保護司会		代表者名	会長 松本 寛		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和34年度以前	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		保護観察所と連携し、犯罪者の社会復帰支援などを行っており、保護司会の果たす役割を担う団体が他にないため					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		保護司会は、法務大臣が委嘱した保護司で構成された団体で、保護観察所の指導のもと、犯罪者の更生と社会復帰を助け、犯罪や非行に対する予防活動を助け、犯罪や非行に対する予防活動を通じ、地域の健全化を図ることを目的として活動しているため。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		250,000 円	0 円	0 円	500,000 円		
		(250,000 円)	(0 円)	(0 円)	(500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		新型コロナウイルスの影響により事業が縮小され、市の補助金以外の財源で事業費が賄えたため、市の補助金は使用していない。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,413,435 円			
		うち補助事業全体の経費		0 円			
		うち補助対象経費		0 円			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額 500,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	新型コロナウイルスの影響により事業が縮小		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		新型コロナウイルスの影響により事業が縮小され、市の補助金以外の財源で事業費が賄えたため、市の補助金は使用していない。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		368,710 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		368,710 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称	犬山市更生保護女性会 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部 福祉課	
			問い合わせ先	058-44-0320	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	犬山市更生保護女性会		代表者名	齊木 成子	
関係規定	法令	-		条例	-
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	昭和34年度以前	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	保護司と連携し、犯罪予防活動を行っており、更生保護女性会の果たす役割を担う団体が他にないため				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	更生保護女性会は犯罪や非行のない明るい社会の実現のために犯罪予防活動、子育て支援、社会参加活動を行う民間のボランティア団体である。				
補助金の額  ( )は一般財源の額	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
	100,000 円	100,000 円	100,000 円	100,000 円	
	(100,000 円)	(100,000 円)	(100,000 円)	(100,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容	非行のない明るい社会の実現のためにパトロール、更生保護施設の訪問を実施、講演会の参加を行った。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		365,309 円		
	うち補助事業全体の経費		365,309 円		
	うち補助対象経費		365,309 円		
	補助対象経費の内訳	事業費		168,039 円	
		研修費		26,160 円	
		会議費		14,339 円	
		負担金		108,000 円	
		事務費		19,051 円	
交通費		28,720 円			
予備費		1,000 円			
補助額の算出方法	補助率、補助額		定額 100,000円		
	補助限度額		未設定		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)	パトロールや更生保護施設の訪問を実施することで非行のない明るい社会の実現に貢献することができた。				
その他参考事項	-				
	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		75,762 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		75,762 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山市原子爆弾被爆者検診旅費助成金		市の担当部課	健康福祉部福祉課			
				問い合わせ先	0568-44-0320			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		-		代表者名	-			
関係規定	法令	-		条例	-			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市原子爆弾被爆者検診旅費助成金交付要綱			
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		-						
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		広島市・長崎市内の指定病院による検診を受けることにより、原子爆弾被爆者の健康保持及び福祉の増進に寄与するため。						
補助金の額  ( )は一般財源の額		令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績		
		0 円		0 円		0 円		
		(0 円)		(0 円)		(0 円)		
令和5年度予算						98,000 円		
( )は一般財源の額						(98,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		-						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		0 円				
		うち補助事業全体の経費		0 円				
		うち補助対象経費		0 円				
		補助対象経費の内訳						
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額(予算の範囲内) 広島市内の病院:41,120円、長崎市内の病院:56,660円				
		補助限度額		同上				
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	利用実績に基づき交付			
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		-						
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無		

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		単位民生委員児童委員協議会活動費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0320	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山北地区民生委員児童委員協議会 はじめ6団体		代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市単位民生委員児童委員協議会 活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	令和元年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		単位民生委員児童委員協議会の果たす役割を担う団体は同団体の他にないため				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		民生委員法第20条に基づく民生委員児童委員を構成員とする組織である「単位民生委員児童委員協議会」の活動促進及び活性化を図り、もって地域福祉の増進に寄与するため。				
補助金の額  ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
		1,613,315 円	1,638,811 円	1,778,247 円	2,418,000 円	
		(1,613,315 円)	(1,638,811 円)	(1,778,247 円)	(2,418,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		各地区の単位民生委員児童委員協議会が、地域における様々な関係者・関係団体と連携しながら、地域での奉仕活動や知識向上のための研修を実施している。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		14,672,573 円		
		うち補助事業全体の経費		14,672,573 円		
		うち補助対象経費		3,568,737 円		
		補助対象経費の内訳		各種会費(6地区合計/県社協会費等)		682,500 円
				会議費(6地区合計/定例会開催等)		710,544 円
				事務費(6地区合計/消耗品費等)		320,529 円
				研修費(6地区合計/地区研修等)		713,414 円
事業費(6地区合計/サロン開催等)				1,141,750 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		単位民生委員児童委員協議会の事業に対し、補助対象経費の2分の1を上限として補助		
		補助限度額		予算の範囲内		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		市内の民生委員児童委員協議会の特色ある活動が、質量ともに深化することにより、地域における福祉活動の推進という困難な目的達成に寄与することができる。				
その他参考事項		単位民生委員児童委員協議会の会計年度は、6地区とも12月から翌年11月までとなっている。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,046,854 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		1,046,854 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山市福祉団体等貸切バス利用料補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0320		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		-		代表者名	-		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等貸切バス利用料補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		原則、福祉団体（障害者、高齢者、子ども）への補助を目的としているため。 ※対象団体のうちから公募					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		市の保有する大型バスの廃止に伴い、市内の福祉団体等が使用する貸切バスの利用に要する経費の一部を補助することにより、福祉の増進を図る。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		74,000 円	80,000 円	44,000 円	1,500,000 円		
		(74,000 円)	(80,000 円)	(44,000 円)	(1,500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉団体等がその活動目的を達成するために行う事業</li> <li>福祉団体等が国、県その他の行政機関が主催する事業に参加する場合</li> </ul>					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		56,100 円			
		うち補助事業全体の経費		56,100 円			
		うち補助対象経費		56,100 円			
		補助対象経費の内訳		貸切バス借上料			
				乗車人数41人以上の貸切バス		56,100 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		貸切バス1台につき、補助対象経費の合計額の5分の4以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）			
		補助限度額		乗車人数41人以上の貸切バス：8万円 同30人以上40人以下の貸切バス：7万円 同11人以上29人以下の貸切バス 5万5千円			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	利用実績に基づき交付		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		団体活動が安定的に実施され、団体活動者が親睦を深め社会参加の機会を提供することができ、福祉の増進に繋がった。					
その他参考事項		利用実績に基づき交付する為、余剰額（繰越額）は発生しない。					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		- 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		- 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有		

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		犬山市社会福祉協議会運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0320		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会		代表者名	会長 松浦 英幸		
関係規定	法令	社会福祉法第58条第1項		条例	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例		
	規則等	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則		要綱	犬山市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和36年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的として法的に位置づけられ、地域の社会福祉の要としての役割を担う団体は、同団体の他にないため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		社会福祉法人犬山市社会福祉協議会は「誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念としている。当補助金は同会の職員の人件費に充てられており公益上必要な同会の事業を支えている。同会の活動を支援することで、行政や各団体と連携した犬山市内全域での包括的な福祉活動の推進が期待できる。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		23,453,235 円	24,096,994 円	24,628,732 円	28,463,240 円		
		(23,453,235 円)	(24,096,994 円)	(24,628,732 円)	(28,463,240 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		社会福祉法人犬山市社会福祉協議会の各種事業 ①法人運営事業(資格取得の奨励など)②地域福祉推進事業(サロンの実施など)③ボランティア活動支援事業④共同募金配分金事業⑤居宅介護支援事業⑥訪問介護事業⑦相談支援事業⑧高齢福祉推進事業⑨資金貸付事業⑩基金運営事業(ボランティアセンター運営では直接補助金を活用)					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		160,358,489 円			
		うち補助事業全体の経費		29,043,366 円			
		うち補助対象経費		26,503,307 円			
		補助対象経費の内訳		人件費(職員4名)		22,189,100 円	
				臨時雇賃金(パート1名)		1,439,632 円	
				ボランティアセンター運営費(人件費1名ほか)		2,874,575 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		人件費:100%(3名)、50%(1名) 賃金:100% ボランティアセンター運営費:1,000,000円(定額)			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		同会は行政や各団体と連携し、犬山市内全域で包括的に福祉活動を推進している。行政や民間のみでは実施することのできないサービスを実施し、地域福祉の向上に寄与している。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		身体障害者福祉協会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-321	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		身体障害者福祉協会補助金		代表者名	会長 馬場 玲子	
関係規定	法令	-		条例	-	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和57年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市の身体障害者の社会参加の促進と自立更生援護活動を行う団体は他にないため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		団体運営を安定化することにより、犬山市の身体障害者の会員相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額  ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
		160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	
		(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポッチャ大会やクラブ活動の実施による会員相互の交流や市関係課や関連機関との情報交換や障害理解への助言等の実施</li> <li>・協会の運営に必要な役員会議等を年間を通じて開催</li> </ul>				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		2,843,272 円		
		うち補助事業全体の経費		2,083,272 円		
		うち補助対象経費		735,371 円		
		補助対象経費の内訳		協会運営費		417,687 円
				県等開催事業参加費		0 円
				事業費		317,684 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		団体活動費: 定額160,000円		
		補助限度額		対象経費の1/2(上限: 160,000円)		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時の予定事業費で支出を行い、事業費確定後に必要に応じて補助額の再算定を行う。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動が制限されているが、市内身体障害者活動施設での活動を中心として身体障害者の社会参加の機会を提供しており福祉の増進に繋がった。				
その他参考事項		補助事業者の余剰額(繰越額)は、施設等整備費として積み立てている。補助事業全体の余剰金も運営費を除き積立金会計へ積み立てる予定である。 ※身体障害者に必要な福祉施設等の整備を目的とした積立				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,906,558 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		1,306,547 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		心身障害児(者)父母の会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0321	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市心身障害児(者)父母の会		代表者名	会長 加藤 圭子	
関係規定	法令	-		条例	-	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成6年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市の心身障害児(者)の療育及び社会参加の促進をする活動団体は他にないため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		団体運営を安定化することにより、犬山市の心身障害児(者)の会員相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額  ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
		160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	
		(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	(160,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動 活動周知のための会報の発行</li> <li>・相互交流活動 クリスマス会やランニングフェスティバル等の交流事業の開催</li> <li>・関連機関との連携や情報交換 関連機関との会議への参加、施設見学の実施</li> </ul>				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,161,905 円		
		うち補助事業全体の経費		640,998 円		
		うち補助対象経費		640,998 円		
		補助対象経費の内訳		会議費(理事会等)		103,895 円
				防災費(防災用品代等)		88,562 円
自主事業費(クリスマス会等)				285,110 円		
事務費等(郵送代等)				163,431 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		団体活動費:定額160,000円		
		補助限度額		対象経費の1/2(上限160,000円)		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時の予定事業費で支出を行い、事業費確定後に必要に応じて補助額の再算定を行う。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		犬山市の心身障害児(者)やその家族が親睦を深めるとともに、会員相互の情報交換を図ること で社会参加の機会を提供することができ、福祉の増進に繋がった。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)のうち、施設等整備基金(7,734,558円)として積み立てている。 ※心身障害児(者)に必要な福祉施設等の整備を目的とした積立基金				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		7,941,804 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		207,246 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		精神障がい者家族会犬山しらゆり会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0321	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		精神障がい者家族会犬山しらゆり会		代表者名	会長 河村 礼子	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成14年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		犬山市の精神障害者をもつ家族による相互交流や障害者理解促進等の活動をする団体は他にはないため。				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		団体運営を安定化することにより、犬山市の精神障害者やその家族の相互の親睦を深めるとともに社会参加を促進する。				
補助金の額  ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算	
		30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	
		(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	(30,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動 精神障害に関する正しい知識の啓発を行う。</li> <li>・社会復帰施設の充実支援 こころの居場所「はなみずき」への運営支援を行う。</li> <li>・交流及び情報交換 3市2町の家族会との交流や情報交流を行う。</li> </ul>				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		114,863 円		
		うち補助事業全体の経費		61,896 円		
		うち補助対象経費		61,896 円		
		補助対象経費の内訳		愛家連等年会費		17,560 円
				会議・研修費		14,840 円
理解・啓発活動費				12,913 円		
事務費(郵送料、消耗品費等)				16,583 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		団体活動費: 定額30,000円		
		補助限度額		対象経費の1/2(上限30,000円)		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定時の予定事業費で支出を行い、事業費確定後に必要に応じて補助額の再算定を行う。	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		犬山市の精神障害者やその家族が相互に親睦を深め、当事者が前向きに社会参加に向けて活動できる機会を提供していることが福祉の増進に繋がっている。				
その他参考事項		—				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		52,967 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		52,967 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0321		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人明知会 他1件		代表者名	理事長 恩田 享之 他1名		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成25年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者の居宅生活を支援するため、障がい者総合支援法に定める短期入所の利用を促進し、重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図るため。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		312,800 円 (156,400 円)	413,000 円 (206,500 円)	11,000 円 (5,500 円)	100,000 円 (50,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		事業者が短期入所を実施するために必要な経費（1回につき7日以内の利用に限る） 補助率 県1/2 市1/2 短期入所のみ 1,000円/日					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		— 円			
		うち補助事業全体の経費		11,000 円			
		うち補助対象経費		11,000 円			
		補助対象経費の内訳		総事業費(2事業所)		11,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率 県1/2 市1/2 短期入所のみ 1,000円/日			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	利用実績に基づき交付		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童及び者の居宅生活を支援するため、障がい者総合支援法に定める短期入所の利用を促進し、重症心身障害児等とその家族の福祉の向上を図ることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		— 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		— 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—		—	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		障害者共同生活援助事業費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0321		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 まみずの里 他8件		代表者名	理事長 田中 満 他8名		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成19年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		-					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		共同生活援助の指定を受けた事業所の経営の安定化及び新規参入促進を図ることにより、障害者が入所施設等から地域で安心して生活することができる場の確保ができる。					
補助金の額  ( )は一般財源の額		令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度予算		
		6,087,335 円	5,719,855 円	6,146,056 円	6,718,000 円		
		(3,043,668 円)	(2,859,928 円)	(3,073,028 円)	(3,359,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		<p>共同生活援助に係る運営費を交付。  <b>【交付対象事業所】</b>                  愛知県内の利用定員20人以下かつ住居の利用定員が9人以下の事業所  <b>【交付算定】</b>                  サービス提供実績のある土日祝日等  <b>【補助率】</b>                  障害支援区分4～6 2,290円/日(利用者1人あたり)                  障害支援区分3以下 1,297円/日(利用者1人あたり)</p>					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		-			
		うち補助事業全体の経費		22,574,678 円			
		うち補助対象経費		22,574,678 円			
		補助対象経費の内訳		総事業費(9事業所) 22,574,678 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率 県1/2 市1/2 障害支援区分4～6 2,290円/日(利用者1人あたり) 障害支援区分3以下 1,297円/日(利用者1人あたり)			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	利用実績に基づき交付		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		共同生活援助の指定を受けた事業所の経営の安定化を図り、障害者の地域での安心した暮らしを支えることができた。					
その他参考事項		-					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		-			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		-			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				-	

※令和4年度の実績に基づき作成しています。